

輸出産地リストの廃止について（お知らせ）

これまで、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和２年１２月１５日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、主として輸出向けの生産を行う産地を「輸出産地リスト」としてリスト化し、これらの産地における輸出事業計画の策定を推進してきたところです。

他方、主に農畜産物・水産物の産地において輸出事業計画の策定が広がり、各事業者が計画達成に取り組むステージに移行し、輸出産地リストは一定の役割を果たしたと考えられることから、今般、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を改訂し、令和７年７月１日付けで輸出産地リストを廃止することとしましたのでお知らせします。